

午後1時30分開会

○小林委員長 こんにちは。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座らせてやらせていただきます。

欠席届が出ております。産業企画担当課長、災害対策・危機管理課長、選挙管理委員会事務局長が、それぞれ公務出張のため欠席です。

本日の日程をご確認いただきたいと思います。地域振興部の報告が1件、政策経営部の報告が3件、この順を進めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、進めたいと思います。

早速ですけど、日程1、報告事項に入ります。地域振興部（1）会館施設予約システムのリニューアルについて、理事者からの説明を求めます。

○小目麴町出張所長 それでは、会館施設予約システムのリニューアルについてご説明いたします。地域振興部資料1をご覧ください。

1番、システムリプレースの現状についてです。本リプレースにつきましては、昨年度の企画総務委員会において、インターネットにより施設利用手続を来庁不要で完結するというリプレースの方向性をご説明いたしております。

その後、令和5年の12月になりまして、プロポーザル方式により委託事業者を富士通Japan株式会社を選定いたしました。現在、同社によるシステム構築を進めており、本年12月の稼働予定となっております。

ここから、システムリニューアルの内容についてご説明をいたします。

資料上の項番2、システムの利用施設についてです。現在の会館施設予約システムは、（1）の表記載のとおり、計16施設において利用されています。既にコミュニティスクールとなっている小学校4施設は、現行の会館施設予約システムを稼働しておりますが、今回のリプレースに合わせ、コミュニティスクールとなっていない区立の小中学校5校につきましても、（2）の表記載のとおり追加をいたします。

結果、区立の小中学校10校のうち、計9校で本システムの利用が行われるようになります。なお、残りの1校につきましては番町小学校でございますが、こちらは子ども部での検討の結果、学校と関係団体による利用、このほかには施設の空きはないという状況でございます。このため、一般への貸出しを現在行っていないという状況でございますので、本システムの現時点での利用はしないこととされております。

引き続きまして、項番の3、リプレースの主な内容についてです。まず、（1）から（3）までの内容に関連いたしますので、現在の施設利用の方法について、区民館を例にご説明させていただきます。

施設の利用に当たりましては、まず、施設の予約受付というものを行っていただきます。こちらは、毎月、最初の開庁日が翌月分の施設利用の受付開始日となっております。こちらは、電話による先着順という形になってございます。

この予約の後、改めて、予約の取れた部屋の利用申請、さらに、併せて使用料の支払いといった手続を経て当日の利用に進んでいただくということになってございますが、遅くとも、この利用日の1開庁日前までに、出張所の窓口にお越しただいて、この利用申請と使用料の支払いという手続を経ていただく必要がございました。

このように、利用者の皆様には、各月最初の開庁日の電話というところと、施設利用日前の来庁というこの二つのご負担をおかけしておりましたが、今回のリプレースにより、こちらが解消されます。

(1)の予約受付につきましては、システムによる抽選を実施いたします。また、(2)(3)の利用申請、使用料支払いにつきましても、インターネット上の手順により来庁不要といたします。

さらに、(4)といたしまして、メールアドレスをご登録いただいた団体様には、施設利用に係る各種期限の予告メールを送付するという手順も始めさせていただきます。

一方、これまで利用者と職員が対面で手続を行ってございましたが、これによりまして、施設の利用目的を細かく聞き取るということができておりました。

この結果、利用者に施設利用条件を正確にご理解いただくですとか、施設の適正利用が担保されていたという側面も、この対面によってという側面がございました。オンライン化によりまして、こうした新しい弊害が生じることのないように、利用団体登録の手続に関しましては、これは現在も存在する手続なんですけども、引き続き、来庁での実施をお願いさせていただきたいというふうに考えてございます。

資料の2ページ目でございます。項番の4、新システムの稼働日等についてです。

新システムは、本年11月27日から12月2日早朝までの6日間にかけて、切替えのためシステムを停止いたします。その後、12月2日の午前8時30分から稼働を予定しております。ただし、先ほど申し上げました抽選による予約受付機能、こちらについてのみ実施を1か月程度、後ろ倒しさせていただきたいと思っております。

こちらの理由についてです。12月2日のシステム稼働後、仮に最短でこの抽選機能を実施した場合、来年2月分の施設利用が対象となります。こちらを12月21日から12月31日まで、この利用を希望される方に、システムで利用希望日を入力していただく期間となりまして、翌1月1日が抽選日という形になります。

この場合ですと、年末年始の区役所閉庁期間と重なってしまいます。利用者の問合せに応じることはできませんので、初回の抽選受付については、特にお問い合わせも予想されるであろうということから、この初回の抽選が年末年始に当たるのを避けるために、1か月後ろ倒しをさせていただきます。これに伴いまして、1月最初の開庁日である1月6日までは、現行の電話による先着順の受付、これを継続させていただきます。

最後に、周知予定でございます。利用者の皆様への周知は、5、周知予定記載のとおりの方によって行っていく予定でございます。

ご説明は、以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様からの質疑を受けます。

○米田委員 いわゆる昨年やって、で、システムを統合するというところで、これは出張所単位とか区民館同士で別々のやつを使っていたのも、一緒になるということによろしいんですね。

○小目麴町出張所長 出張所とコミスク施設については、現状も同じシステムを利用しております。こちら、資料の2の(1)記載の、こちらの16施設は、現行も同一のシステムを利用しているという状況でございます。

○米田委員 そしたら、これをやることによって、利用開始は1月と。システムの混乱が

あるんで言っていたんですけど、最終的にはこれ、様々な利用頻度とか、傾向性とか、いわゆるビッグデータがたまります。これによって、今後、例えばイベントを開催するときとか、会議室はこういう傾向性があるよとか、そういう形でデータを生かしていく、こういう考えであるということも、それでよろしいですか。

○小目麴町出張所長 新しいシステムにおいては、CSVファイルという形で、取り込まれているデータの出力が行えるようになります。現行のシステムにおきましても同一の機能はあるんですけども、なかなか分析に適した使い勝手になっていないという状況もございますが、新しいシステムはその点も改善もされますので、分析のほうを進められるようになるのかなというふうに考えてございます。

○米田委員 ぜひ、こういう大きなビッグデータが集まりますんで、データ分析とかをやっていただきたいなと。これはシステム課とともに、僕はやるべきだなと思います。

で、これは富士通さんがやってくれるということなんで、恐らくこういうデータの分析は、能力は持っていると思いますんで、情報システム課と連携しながらやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○夏目デジタル担当部長 こちらのデジタルラインとしては、こういったデータを分析して、区民サービスの向上等に活用していくという、非常に大事だと思っておりますので、庁内で連携して進めていきたいと思っております。

○米田委員 あとは、セキュリティの面でございます。これ、当然、個人情報扱っていくことになると思いますんで、個人情報とか、そういったところの管理は大丈夫なようにやっていると思うんですけど、その辺、確認させてください。

○小目麴町出張所長 本件業者を選ぶに当たりますでは、プロポーザルの委員にセキュリティの知見を有する方にも、学識経験者として参入を頂いております。で、その上で決定を業者として行いまして、さらに構築過程におきましても、情報システム課において、区のセキュリティポリシーに準拠した形でしっかり守るよというところで、都度、確認を経ているところでございますので、その点は抜かりなく構築を進めております。

○米田委員 じゃあ、システム課と連携しながらやっているということで大丈夫、ということは分かりました。

あと、今さっき課長も——あ、所長か、おっしゃっていただいていたんですけど、予約とキャンセルとか、そういったときの公平性とか、この辺の問題が必ず、このシステムを行うことによって出てくると思います。この辺の対応は、今から考えていらっしゃいますか。

○小目麴町出張所長 システムの構築のみならず、ソフト面の運用というところも、今後詰めていかなければならないところになると思います。新しいシステム稼働に伴いまして、そういうキャンセルですとか、そういったところで利用者の中で不公平な状況が生じないように、そちらのルールの見直しについても、都度、進めているという状況でございます。

○米田委員 ルールの見直しを進めていただいているということで、安心しました。

最後になるんですけど、毎回言うことなんですけど、さっきもご説明あったとおり、対面でやらないといけないところと、システムでやれるんですけど、そういったところがあります。両方やるということは、職員の負担、相当大変になってくると思いますんで、この辺のところは、IT課としっかり連携しながら、トラブルがないように。で、また、ト

ラブルがあった場合についても、すぐさま対応できるように、このように対応していくことが僕は一番重要だと思うんですけど、最後、その点、大丈夫かお聞かせください。

○小目麴町出張所長 こちらのリブレースに当たっては、トラブルが起きたときの対応というところも、基本的には委託業者のほうで対応されますが、そちらは平日の日中についてというところが基本ではあるんですけども、緊急の事態につきましては24時間、受け付けてくださるというところで確認を取っております。

また、リブレースの特に見直し、切替えの時期については、特に職員の目視による確認、こういったところも出てきまして、職員には、通常にない負担を生じてしまうところでもありますけども、そちらは労務管理の観点の形からしても、過度な負担が生じないように、各所属長において適切に労務管理を行っていきたいというふうに考えてございます。

○米田委員 すみません。最後と言ったのに。

ユーザーサポートも24時間やっていただけるということで、安心しました。ただし、つながらないとか、そういった事例も過去ありました。その辺もしっかり、やっていただければと思いますけど。最後、いかがですか。

○小目麴町出張所長 もし、そのような声が利用者の方から寄せられましたら、早急な対応、こちらを取らせていただきたいというふうに考えてございます。

○小林委員長 よろしいですか。（発言する者あり）

質疑を受けます。

○のざわ委員 3点、ご質問させていただきます。

簡単に、今回、オンライン決済により使用料の支払いになりましたんで、その告知、どれが使えるかという告知をぜひ、きちんとやっていただけたらというのが1点と。

2点目、周知予定というところで、やはり周知は非常に大切なんだろうなということで、例えば、広告板とかでの告知もしていただけると、広がっていくんじゃないかということですが、いかがでしょうか。

○小林委員長 3点というのは、もう一点は何ですか。

○のざわ委員 すみません。あと、これ、インターネットでのお問い合わせだけでなく、電話で問い合わせるということは、今後も継続してできるような仕組みになるのでしょうか。

以上3点です。すみませんでした。

○小目麴町出張所長 1点目でございます。オンラインでございますが、支払いについてでございますが、こちらはクレジットカードの利用を想定してございます。

2点目の告知板につきましては、区役所の中にも告知板というのはございますので、そちらにポスターの形で掲示するということは、現在、考えているところでございます。

すみません、3点目が……

○小林委員長 電話での。

○小目麴町出張所長 電話での問合せでございますが、こちら、システムに不慣れな方もいらっしゃいますので、そういった方については、出張所等で電話を受け付けさせていただいて、職員が代理でシステムに入力をする、そういった取組を考えているところでございます。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

○のざわ委員 支払いのところ、クレジットカードという形になっているんですが、それ以外は、クレジットカードを持っていない方とかは、使えないんで、しょうがないのかもしれないんですけど、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○小目麴町出張所長 現在、社会的には確かにクレジットカードのほかにも各種オンライン決済というのが普及しているところがございますけども、大変数が多いというところと、すみません、そこまでニーズの確認というのが、まだ現時点ではできていないという状況でございます。ただ、クレジットカード決済によりまして、このオンライン支払いの8割、9割方は、クレジットカードを利用しているという経済産業省のデータもございましたので、差し当たっては、このクレジットカードによる決済というものを始めさせていただきたいというふうにご考えてございます。

○小林委員長 のざわ委員、よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○小林委員長 はい。

質疑を受けます。（発言する者あり）はい。それでは、（「大坂委員……」と呼ぶ者あり）あ、大坂委員、失礼しました。

大坂委員。

○大坂委員 はい。1点だけ確認させてください。

まず、使用開始に当たって、抽選の場合と通常の申込みができるのと、タイムラグが発生するところについては、しっかりとそこは、混乱のないように、周知を進めていただきたいというのが一つ。今回、この会館の予約システムということで、出張所関係が多数入っているんですけども、ここに入っていないところ、要は、スポーツセンターだったりだとか、生涯学習館だったりだとか、そういったところについて、今後どうしていくのか、現時点での方向性だけ、最後に確認させてください。

○小目麴町出張所長 この抽選開始に伴うタイムラグが生じるというところがございますけども、確かに利用者の方には、これまでの手続から、ちょっと、一旦初回に、利用に当たっては、これまでと違う入力等を行っていただくこともございますので、その点は、この二、三か月をかけまして、丁寧に個別周知も含めて対応させていただきたいというふうに考えてございます。

さらに、2点目のご質問で――あ、1点目の質問は以上でございます。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 今、2点目のご質問、スポーツセンターと生涯学習館を例という形かもしれないですけど、ご質問がございましたので。

スポーツセンター、生涯学習館、指定管理者制度を導入してしまして、次の指定管理期間が3年後になる予定でございます。で、今現在、両方とも共通の、この2館共通の予約システムを活用しているところではございますが、システム、やはり複数あっても区民の方に分かりづらいというところもあるかと思っておりますので、この新しい会館予約システムが動き出して、その状況をしっかり注視しまして、スポーツセンター、九段生涯学習館に使えるシステムであるというふうに、恐らく思いますので、注視した上で、方向としては、やはりこの会館予約システムのほうに合流したいというふうには、現時点では考えているところでございます。

○小林委員長 はい。

質疑——地域振興部長。

○印出井地域振興部長 若干補足させてください。

そのほかにも、様々、区民利用施設があるんですけども、課題のまず第1点は、登録要件を標準化するということが必要になってくるかなと思います。登録要件を標準化した上で、今事例のあった施設以外についても、対応が可能、追加性が可能なような形でのシステムになっておりますので、今後、そういった様々なBPRを進める中で、大坂委員のご指摘にあった、他の施設も含めて総合的な予約システムに展開できると。それを目指して運用してまいりたいというふうに考えております。

○小林委員長 よろしいですか。

質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。はい、それでは、（1）会館施設予約システムのリニューアルについて、質疑を終了します。

以上で、地域振興部の報告を終わり、続いて政策経営部の報告に入ります。

政策経営部（1）ふるさと納税サイトによる寄附受付について、理事者からの説明を求めます。

○佐藤総務課長 それでは、政策経営部資料1に基づきまして、ふるさと納税サイトによる寄附受付についてご報告申し上げます。

概要でございます。ふるさと納税サイトの開設につきましては、かねてより10月を目標ということでご報告をしておりましたが、10月に入りまして、いよいよ実際に開設の局面となりましたので、ご報告でございます。

項番の2のとおり、四つのサイトを利用することとしておまして、開設時期に少し段階がついております。さとふるにつきましては10月1日から、ふるなびとふるさとチョイスにつきましては10月16日から、楽天ふるさと納税のトラベルクーポンにつきましては、10月17日からの寄附の受付となっております。

項番の4でございますが、返礼品の受付をこの開設後に再開をいたします。今後、総務省からの順次、申請いただいたものを総務省に申請いただきまして、承認通知があり次第、ふるさと納税の各サイトに掲載をしておきます。

簡単ではございますが、ご報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明は終わりました。委員の方からの質疑を受けます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、（1）ふるさと納税サイトによる寄附受付についての質疑を終了します。

次に、（2）千代田区公共施設等総合管理計画（素案）について、理事者から説明を求めます。

○夏目財産管理担当課長 それでは、千代田区公共施設等総合管理計画の素案についてご説明いたします。

本件につきましては、昨年6月と本年2月の当委員会で、方針改定の概要やスケジュール、検討の状況、進捗状況などについてご報告をいたしました。これまでのご報告どおり、

庁内検討会での議論や、庁内のヒアリング、区政モニターや区民世論調査などを行い、頂いたご意見などを踏まえて素案を取りまとめました。本日は、その内容についてご報告をいたします。

なお、素案本編は、全体方針編、個別施設編と量が膨大ですので、今回は別途作成しました資料と概要版でご説明いたします。

初めに、資料2-1のファイルをお開きください。

項番1の概要についてです。この計画は、庁舎や学校などの区有施設と道路などの都市基盤施設の現状や将来の見通しを整理し、施設の管理に関する方針や今後の方向性を示したものでございます。

区は、国の指針を踏まえて、平成29年3月に公共施設等総合管理方針を策定しましたが、公共施設を取り巻く情勢の変化や、国の指針自体の改訂を受けまして、昨年度から今年度にかけて見直しを行っております。

改定に当たりましては、外部の公共施設マネジメントの専門家から助言をもらうほか、冒頭触れましたとおり、庁内検討会のほか、区政モニターや区民世論調査を活用して、区民や利用者の方々から意見を伺いながら、改定作業を進めてきたところです。

次に、項番2、改定のポイント。（1）施設に関するこれまでの方針等の一元化です。

区では、公共施設に関する方針や考え方について、財産活用方針や公有財産白書など複数のものを策定しております。それぞれ課題や現状把握で関連事項が多いことから、今回の改定に合わせて内容を整理し、一元化いたしました。また、個々の施設の現時点での改修等の見通しについても整理をしております。

（2）用途特性等の整理についてです。現行の管理方針でも、各公共施設の用途特性をまとめておりますが、施設の適切な配置を検討する際の材料として、改めて地域の特性を確認し、施設の用途の分類を現行の分類よりも細分化して、それぞれの特性を整理いたしました。

（3）改修工事等の見直しの毎年の更新について。各区有施設の10年先までの改修工事等を見通しを中期計画としてまとめ、毎年更新して公表をしております。また、各施設の基本的な情報を、写真つきの資料で掲載をしております。

（4）新たな政策等への対応についてです。前回方針策定時から現在までの間に示された環境、デジタル、防災、ウォークアブルなまちづくりなど、各分野の新たな方針等への対応を、今回は整理をしております。

次に大きな3番、計画の素案についてです。こちらは、概要版を基にご説明いたします。資料2-2の概要版のファイルのほうをご覧ください。

表紙がありまして、ページを送っていただきまして、2ページ、3ページが第1章、計画の概要となっております。3ページ目の上段の「計画の位置付け」の最後の部分になりますが、本計画は、区の公共施設等の現状と管理に関する基本的な考え方や方針を示すものというふうにしておりまして、図のほうでは、国との関係では、インフラ長寿命化基本計画にひもづいているもので、区においては、第4次基本構想の分野別計画で、他の関連する分野別計画と連携、整合を図るものとして位置づけております。

その下、本計画の対象施設ですが、絵のほうをご覧くださいまして、公有財産と一部の民間の財産となります。また、3ページが一番下、計画の対象期間ですが、こちらは10

年というふうにしております。

次に、ページを送っていただきまして4ページをご覧ください。こちら第2章ですが、こちらは公共施設等を取り巻く現状を記載しております。ここでは、人口推計や投資的経費の推移、歳入の見通しなどを掲載しております。推計人口が、今後40年で、およそ30%増加するため、公共施設の総量は、少なくとも維持していく必要があると思われます。一方で、老朽化する施設への対応が必要になってまいります。

飛ばしまして、6ページをご覧ください。中段に、前回方針策定後の区有施設の変化としまして、新築と解体の施設を掲載しております。この間、施設の床面積が、約3万平米増えておりまして、この後に触れます、将来の費用負担推計額に影響を及ぼしております。

次に、8ページから9ページに、コストシミュレーションを掲載しております。

こちらは、区有施設と都市基盤施設の将来の費用負担推計額を掲載しているところです。9ページの下段に円グラフがあるんですが、こちらのタイトルが「公共施設等に係る将来費用（今後40年間）」というふうにありますけれども、この円グラフの区有施設の将来費用というのが、グラフの右下、外側の右下ですね、約4,830億円。それから、都市基盤施設の将来費用が、グラフの外側左上、約1,903億円というふうに記載をしております。

こちら、前回の方針では、50年間でそれぞれ3,961億円。これは右下に該当するものが3,961億円、左上に該当するものが905億円ということですので、こちらは大幅に増えております。

主な理由ですけれども、区有施設につきましては、先ほども述べましたとおり、床面積の増加が挙げられます。これに加えて、都市基盤施設も同様なんですが、維持管理に要する光熱水費、人件費、改修工事にかかる資材や労務費の上昇なども影響をしております。また、より実態に即した内容になるように、これまで算入していなかった経費も算入したことも影響をしております。

次に、10ページ、11ページになります。こちら第3章、改定にあたっての考え方となります。10ページから項目だけを追ってまいりますと、最初に、社会状況の変化、それから、第4次基本構想の策定などの千代田区における変化。それから、11ページに行きまして、公共施設等の課題、これらを踏まえまして、下段の「改定にあたっての考え方」のところで、これまでの方針を一元化し、個別の施設の今後の取り組み等を整理してまとめるといふふうにしております。

また、改修時期や費用などの将来見通しを随時更新していくための環境を構築していく旨を述べております。

駆け足で申し訳ありません。次に、12ページ、13ページになります。

第4章、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針についてです。こちらの12、13ページが見開きになっておりまして、一つの図になっているんですが、区有施設と都市基盤施設の管理原則と基本的な方針ということで書いてございます。

まず、区有施設につきましては、方針として、管理原則のところですが、建て替えと長寿命化改修を併用して、適切に保全していくこととしております。

また、都市基盤施設につきましては、従来の考え方に加えまして、新たにウォークアブルなまちづくりに向けた方針、こちらを追加しております。



次に、14ページ、15ページが、第5章、施設類型別の方針となります。先ほどご説明しましたように、これまでの方針をより細分化して追加を、記載しております。

次の16ページ、17ページになりますが、こちら冒頭申し上げたとおり、これまでの財産活用方針、それから公有財産白書、公共施設整備の基本的な考え方を一元化したものとなります。基本的に、これまでの方針等の内容を継承した内容になっております。

最後に、18ページ、19ページですが、第7章、総合的かつ計画的な管理の推進に向けてということで、この計画の取組を実践していく上での組織体制などについて触れております。特に、区有施設における10年先までの中期計画は、毎年更新していくことで、さらに健全な施設となるよう努めることとしております。

すみません。最初一枚物の資料2-1にお戻りいただきまして、項番4、今後の作業スケジュールになります。こちらの計画素案につきまして、10月20日から約3週間、パブリックコメントを実施した上で、12月をめどに、こちらの計画を策定していきたいというふうに考えております。

大変駆け足となりましたが、説明は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様からの質疑、質問を受けます。

○永田委員 資料2-2の概要版の4ページに人口推計のことが出ておりますが、今後20年間で、生産年齢人口64歳未満、あるいは中学生未満の年少人口が、プラス、多分1万人ぐらいですか、20年と。それでピークアウトしていくというふうになってはいますが、公共施設の整備の方針としては、総量を維持するという今説明がありましたけども、その総量を維持する現状のままでも対応できるという考えでよろしいのでしょうか。

○夏目財産管理担当課長 すみません。説明が不足しており、申し訳ございません。

今ご指摘いただきました概要版の4ページのところの上の部分、文章がございまして、こちらの最後の2行のところをご覧ください。いずれの区分も令和2年よりも人口が増加するものと見込まれるため、公共施設等に対する需要も増加していくというふうに記載しております。先ほど私が申し上げたのは、少なくとも維持は必要であり、増加する人口には、やはり対応していく必要があるという、そういうふうに考えております。

○永田委員 そう考えますと、例えば建て替え時、更新時には多少余裕を持って建て替えるというふうに考えていいのかと思いますが。さらに、また40年後までの推計、40年後までに2万人ほど人口増30%、40年で割ると年間500人程度ずつ、ならずと増えていくときに、20年で生産年齢がピークアウトして、その後、さらに20年、40年後に、今度は高齢者人口がそこでまたピークアウトしていくというときに、長期的な視点で見ると、高齢者福祉施設の需要が大きく高まっていくことが見込まれる中で、今後のそういった人口推計に合わせた、特に高齢者向けの考え方といいますかね、方針。現状のままでも足りるのか、あるいは、量と質の問題についてどのようにお考えなのか、お答えください。

○夏目財産管理担当課長 施設につきましては、まずはその時々々の区民の福祉の増進を図るということを基本としながら、将来に向かっては人口推計と、あとは現実の人口の動向を考慮して、やはり施設整備というのは考えていかなきゃいけないというふうに考えております。

で、人口ビジョンに関しては、人口変化の全体傾向を示したものであるというふうに受け止め

ておりまして、高齢者とか子どもの施策を考える場合は、どういう高齢者が、例えば、高齢者施設というと、その施設に入居することが必要な高齢者というふうな形で、どういう高齢者が増えるか、そういった内訳をつぶさに見ていかないといけないなというふうに考えております。ですので、そういった有効な施策なり施設整備を考えていく際には、全体の傾向を把握しながら、内訳についても丁寧に見ていきたいというふうに思います。

で、現実の施設整備に当たりましては、そういった考え方で、施策の対象となると人口の現実の動向も注視しながら、進めていきたいというふうに考えております。

○永田委員 特に、今、更新時期に来ている高齢者施設については、かなり余裕を持って造る、あるいは新規で必要なことも。40年後がピークアウトするならば、そこに向けた大きな方針転換というんですかね、そういうのが必要になってくると思いますが、福祉の視点なので、少し、所管外なのかもしれないですけど、全体としての福祉の施策に、施策というか、福祉事業の対応についてお答え、最後をお願いします。

○夏目財産管理担当課長 実は、内部的には、いろいろな会議体で、やはり将来的な、今おっしゃった福祉の、特に高齢者の部分ですかね。そこは、いずれ対応が必要になってくるというふうな、そんな話も出ているところです。で、どういう規模のものをいつ建てるか、あるいは今の建て替え、今の更新年次の近いものに関して、いつ頃、どういう規模にするかまでの詳細までは、今、話しているところではないんですが、そういう課題認識は持っております、で、その実際の対象の、対象となる方々の人数とか、そういうのを把握しながら、例えば高齢者に関しては、高齢者プランの改定時とか、そういうときに検討する方向で、今考えているところです。

○永田委員 はい、結構です。

○小林委員長 はい、いいですか。はい。

のざわ委員。

○のざわ委員 4点、ご質問させていただきます。

まず1点、これは平成26年3月に、千代田区公有財産白書というのがあったということだと思っております、これは、今回のこれの白書の新しい改訂版という認識でよろしいのでしょうか、が1点目。

2点目でございますが、これ、相当すばらしい内容だと思っております、合計で全体方針142ページ、総合管理計画101ページ。前回の白書が226ページですので、ちょっとまだ、全体的に見れていないんですが、非常にすばらしい内容だと思っております。これ、誰までが見ることができるのでしょうかというのが2番目。

3番目で、これ、私個人的というのもあるんですけど、紙で頂けるのかどうかと。あとは、10年先までの中期計画を、毎年、内容を更新していきますというふうになりますが、毎年変えていただいて、その見ることができる方にどのように、配布なのか、データなのか教えていただけるのかというのが3点目。

4点目、最後でございますが、これ、永田委員もお話しされていましたが、例えば、計画の中で新しい計画ができましたり、もしくは、ここに書いてある中で、議員の方々、いろんな方々から、こうしたらいいんじゃないでしょうかというご意見がありました場合には、そういうものは加味していただきながら、バージョンアップしていただけるものなんではないでしょうか。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○夏目財産管理担当課長 まず、最初のご質問の平成26年3月に策定した公有財産白書の改訂版に当たるかどうかというところなのですが、今回、冒頭ご説明しましたとおり、この公有財産白書も、こちらの総合管理計画のほうに取り込んだ形になっております。で、公有財産白書に関しましては、そういった各施設の情報なんかを掲載していたんですが、こちらの全体方針編にも一部、それから個別施設編のほうにも一部という形で、内容を更新して掲載をしております。

それから、2問目の、計画はどこまでの方が見られるかということなのですが、こちらの計画を策定しましたらば、まず、ホームページのほうに掲載いたしますので、どなたでもご覧になれるという内容になっております。

それから、紙でもらえる——あ、紙での提供と、あと毎年の更新についてということなのですが、まず、紙の、冊子に印刷して提供というのは、今、検討しております。ですが、部数には限りがありますので、多くの方は、やはりホームページで見ってもらうことになるかなと思います。

また、それから10年先の計画を毎年更新することにつきましては、更新をしていくものというのが、個別施設編のほうに掲載をしている中期計画という年表みたいなものなのですが、そちらに関しては、更新をして公表しますので、公表の仕方としては、公表の都度、紙で配るというのは現実的ではありませんので、恐らくホームページのほうで、具体的なことはこれから詰めてまいります。公表の仕方としては、ホームページ等のほうで掲載をしていくということを考えているところです。

また、最後のご質問で、計画の中で新しいものが出た場合、これは新しい施設を造るといふうに受け止めてよろしいですか。

○のざわ委員 はい。

○夏目財産管理担当課長 はい。新しい施設を造ることが政策的に決定した場合ですとか、あとは分野別計画のほうに掲載された、先ほど高齢者なんかもございましたが。ある施設が分野別計画等で掲載された場合には、この個別施設編のほうに、予定という形で記載することを考えております。現在の個別施設編のほうにおいても、ある計画に掲載されているものが、予定として記載をしておりますので、もし何か政策的に決まった、あるいは分野別計画でそういうものが決まった上で掲載された場合には、こちらにも反映してまいりたいというふうに考えております。

○小林委員長 はい。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 はい。

小野委員。

○小野委員 資料2-1の4、今後の作業スケジュールについてお伺いいたします。こちらの作業スケジュールの中には、今月、パブリックコメントが実施されるとあります。まず、これについてです。

告知と実施期間は、いつになりますでしょうか。

○夏目財産管理担当課長 告知につきましては、10月20日号の広報で行いまして、で、同日からパブリックコメントを開始しまして、今のところ、約3週間後の11月11日ま

でを期間として設定しております。

○小野委員 はい。ありがとうございます。そうしますと、これは基本的には、やはりホームページで、いわゆるデータをこれ、全て素案を見てくださいという、そういうご案内になりますか。

○夏目財産管理担当課長 現在予定をしておりますのが、ご説明に用いました概要版と、あと、別途お示ししております全体方針編、それから個別施設編になります。

○小野委員 はい。分かりました。ボリュームもそれなりにありますので、まずは気づくのが遅過ぎましたとか、ぎりぎりになったとかということが毎回、どうしても起きるので、可能な限り、リリースされたら、いろんな方々にご覧いただけるような機会があればと思います。

それから、パブコメの結果については、ここには特にないんですけども、実際にこの改訂版が出来上がるのが12月というふうに予定がなっています。その間にパブコメの内容を取りまとめた公表というのもされますでしょうか。

○夏目財産管理担当課長 パブリックコメントの結果につきましては、あまり大きく計画の内容にはねる内容がない場合には、そのまま策定ということになりますが、パブリックコメントの結果につきましては、必要に応じて、こちらの委員会のほうにもご報告をさせていただきますと思います。

○小野委員 はい、承知いたしました。そうしましたら、改訂版をこちらで頂戴できる前に、委員会でのご報告があるということで承知しました。

いろんなご意見があると思いますけれども、先ほど委員から、様々な高齢者の施策のこともありました。ぜひとも、もう素案としてしっかり出来上がっているものですので、よきご意見があったら、ぜひとも前向きにご検討いただきたいと思いますのでお願いしたいと思いますが、その辺りの検討というのは、やはり会議体で、所管をまたぐものも含めてやられるという認識でよろしいでしょうか。

○夏目財産管理担当課長 パブリックコメントに関しましては、皆様、広くご意見を聞くというよりは、この素案に何か落ちている視点があるとか、そういったものがあつた場合には、やはり、計画のほうを直さなければならないとは思いますが。

また、そういった内容、計画の主要な部分に係る内容ですとか、あるいは、そういった視点として落ちているものがあつた場合には、庁内で必要な場合には検討会等を開きますが、特段大きな変更が生じないような場合には、所管限りの判断で内容を改める場合もございます。

○小野委員 承知しました。ありがとうございます。

○小林委員長 はい。いいですか。

○小野委員 はい。

○小林委員長 はい。

ほかにごありますか。

○大坂委員 詳細にわたり資料を作成していただきまして、本当に素晴らしい内容かなと、ざっと見たところですけども感じます。で、今後、区内の施設について様々な議論が行われる際に、その土台になるようなものだなと思っていますので、今後、しっかりと活用させていただければなと思っています。

で、確認したいのが、この費用の部分ですね。40年間トータルで、ざっと4,900億円程度かかっていくと、4,800億ですか、かかっていくと。で、年間に割ってみると、12億程度必要だよというのは、これはかなりインパクトのある大きな数字なのかなというふうに認識はしているんですけども。ここのところの財源をどういうふうにしていくのかということとまでしっかりと連動していかないと、試算をした意味がないのかなと思っています。

で、ここ数年、予算案を出していただいている際には、長期的な計画に基づいた形で数字は出していただいているんですけども、今後の議論の土台となる部分で、この計画に基づいた形で、しっかりと財源がどうなるのかということとまで、予算を出していただくときに示していただけるのかどうか、その辺の考え方について、お伺いします。

○夏目財産管理担当課長 まず、こちらの将来費用の推計なんですけど、これは、こうやってみると、これから、この金額が全く新たに生じる負担というふうに見えますが、大部分は、既に負担をしているもので、で、今後、これぐらい金額がかかってきますのと、あと、今よりも実態に即してということで、これまで算入していかなかったものを算入したんで増えているという部分がございます。まず、その点があるのと、あと、ご質問の財政との関係ですが、区のほうでは、中期的な財政見通しを立てておりますけれども、この計画の内容につきましては、財政部門とも共有をしております。ですので、財政課における財政見直し作成の際の基礎資料というふうなものの一つとして用いられておまして、連動しているというふうに考えておりますので、従来と同じように、予算のときには、そういった数値、これが含まれているというふうに考えていただいてもよろしいかと思っておりますが、そういった数値はお示していくことになるかと考えております。

○大坂委員 当然、そういった形で計画に落とし込んでいただかないと、つくった意味がなくなってしまうので、やっていただきたいんですが。

一方で、先ほど来議論にありましたとおり、永田委員からもあったとおり、今後の需要について、施設の需要については増えていく見通しであるということが分かっています。そうした中で、この4,900億というのが、今後、ここ数年見ても大きく膨れ上がっているということを考えたときに、果たしてこの4,900億という数字でいいのかどうか。

財政——もう既にこれというのは、新しい施設をもしかして造るとしたら、これは増えていく可能性があるということを含んだ数字になっていけばいいんですけども、それが入ってなくて、ただ、単純にこの現状の施設の更新等々、維持管理によって積み上げられただけの数字であるならば、あまり、そこのところで中長期的な財政に落とし込むのが、意味が果たしてあるのかどうかというところが分からなくなってしまうんですけども、その点についての考え方はどうでしょうか。

○夏目財産管理担当課長 まず、こちらでお示ししている将来費用に関しましては、今、大坂委員が触れたとおり、現在ある施設を改築なり改修なり、解体なりとか、あるいは、ある施設を建て直す更新の費用は入っておりますけども、ここに入っていないのは、全く新たな施設を新たに建設する場合の費用は入っておりません。

で、こちらの経費についてはそうなんですけど、財政のほうですけど、財政見通しのほうでは、過去の新たに造った施設の実績なども加味しまして、中期財政見通しを立てておりますので、ここにのっかっていない、そういう全く新たなニーズに基づく新築の施設など

については、一定程度、財政見通しの中に反映されているというところですよ。

○大坂委員 ありがとうございます。であれば、ある程度、長期的なところで数字を見て、財源が大丈夫なのかどうなのかという議論には、つながっていくのかなと思っています。

で、できればなんですけれども、そういった数字を予算の際に出していただく中で、どこの数字が新たな部分なのか、いつから新たなその施設が想定されているのかですとか、分かりやすく記載をしていただけると、分析をするほうもしやすくなっていくのかなと思っていますので、その点についての工夫ですね。よろしくお願いをしたいと思います、いかがでしょうか。

○村木政策経営部長 予算に関することですので、私のほうからご答弁させていただきます。

今ご指摘ございましたように、今回は施設に関するご報告ですが、予算につきまして、将来的にどういった需要があるのか、あるいは、どういった経費が必要になるのか、そういったことを様々踏まえながら、分かりやすくご提示させていただくというふうに努めていきたいと思っております。

○小林委員長 米田委員。

○米田委員 今、大坂委員のところなんです。今後、ウォークアブルなまちなみとか物価高騰とか様々あって、インフレスライドもあって、様々需要の見積額が高くなる。それを加えた上で出してくるといのは、理解させていただきました。で、今後の中でも、全体を見積もると、6,732億、全体になっています。これぐらいかかるよということは示していただいたことは、いいかなと思っています。

で、上に書いているんですけど、社会資本等整備基金とか、基金をちゃんと積んで、これに対策しているよということも書いてくれています。書いてはくれているんですけど、今どれだけ基金があって、今後、この10年間の間で、大丈夫ですよということも示してあげたら、区民の方は安心するんじゃないかなと私は思っているんですけど、その辺の書き方についてはいかがですか。

○夏目財産管理担当課長 この計画のほうにどこまで書くかというのは、ちょっと考えなければなりませんけれども、もしこの計画に書かない場合でも、そういったことがある程度ご理解いただけるように、説明できるようにはしてまいりたいと考えております。

○小林委員長 ほかにございますか。のざわ委員、よろしいですか。

はい、のざわ委員。

○のざわ委員 今お話があったところは、私もこれ、見てみると、将来、要は今は無借金なんですけども、どこかのタイミングで、これを回していくとすると、社債とかを発行する可能性とか、ないのかもしれませんが、普通、私の感覚からすると、そういう可能性も出てくるのかなと思ひまして。それはいいかどうかは別にして、非常に何か、一枚もので分かりやすく書くということも、すごく米田委員もお話しされていましたが。ここまで計画されるのであれば、そういう、こう、どこから、今、無借金の体制がこうなりますよみたいなことを書いてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○夏目財産管理担当課長 やはり、こちらの計画が施設の管理とかそういったものを目的にしているものですので、例えば、基金の額だとか、財政の健全度などに関しましては、主要施策の成果等に記載をして、これは財政に特化した書き方をしておりますので、こう

いったところで、全体を見ていただくのがよろしいかなというふうに思っております。

ただ、こちらの計画に書くかどうかについては、ちょっと一旦持ち帰らせていただきたいと思います。

○小林委員長 はい。よろしいですか。はい。えっ。（発言する者あり）あ、いいですか。はい。

はい、説明が——質疑はよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。質疑を終了します。

担当課長、パブコメもあって、いろいろ意見も出ているんで、パブコメが出てきた時点で、もう一度、今日、皆さんに初めてお渡しした資料なんで、意見がたくさん出ておりますので、パブコメの報告とともに、もう一度ご報告いただければと思います。よろしいですか。（発言する者あり）はい。

それでは、終了します。（2）の千代田区公共施設等総合管理計画（素案）については、終了いたします。

それでは、（3）令和6年特別区人事委員会勧告について、説明を求めます。

○神河人事課長 それでは、令和6年特別区人事委員会勧告について、政策経営部資料3によりご報告いたします。

特別区人事委員会は、地方公務員法に基づき、職員給与、勤務時間等について調査を行い、毎年、少なくとも1回、区議会及び区長に報告をし、また、職員の給料額を増減することが適当と認めるときは、併せて勧告することができるということとされております。

去る10月9日、特別区人事委員会が、各区の区議会議長及び区長に対し、特別区職員の給与等についての勧告及び報告を行ったところでございます。その内容について、ご報告をさせていただきます。

まず、1、給与改定の内容。（1）月例給についてでございます。職員給与が民間給与を下回っている公民較差を解消するため、その較差の額1万1,029円、率にして2.89%を給料表の引上げにより改定をするというものでございます。今回は、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で給料月額を引き上げるというものになっております。

初任給につきましては、Ⅰ類採用、これは大卒相当の年齢の者を対象とした採用区分でございますけれども、2万3,800円引き上げまして22万円に。Ⅲ類採用、こちらは高卒相当の年齢の方を対象とした採用区分ですが、2万3,900円、先ほどと同程度引き上げまして、18万2,000円としております。

次に、（2）特別給についてでございます。民間における特別給の支給状況を勘案いたしまして、年間の支給月数を0.2月引き上げ、現行の4.65月を4.85月にするというものでございます。こちらの0.2月の引上げ分につきましては、期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.1月分ずつ割り振られるということでございます。

月例給、特別給共に3年連続の引上げとなり、これらにより特別区職員の平均年間給与は、約26万7,000円の増となります。

続きまして、（3）実施時期でございます。月例給の引上げにつきましては、今年度分の給与に反映させる必要があることから、本年4月1日に遡及しての実施、特別給の引上

げにつきましては、改正条例の公布の日からの実施でございます。

次のページにお進みください。

次に、2、扶養手当の見直しについてでございます。国における扶養手当の見直しを踏まえ、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方に係る手当、扶養手当を廃止いたしまして、それにより生じる原資を用いて、子に係る手当額を引き上げるというものでございます。

令和7年4月1日からの実施となりますが、受給者への影響を考慮し、改正は、こちらの表にありますとおり、令和7年度から9年度までの3か年度間で、段階的に行うこととしております。

次に、3、特定任期付職員採用制度に関する意見でございます。

特定任期付職員採用制度を導入する場合におきましては、各特別区における一般職の任期付職員の採用に関する条例を改正することとされています。より高度な専門的な知識、または優れた識見を有する者を一定の期間、活用することができる特定任期付職員を採用することができるように、給料表が新たに示されているということでございます。

こちらの勧告等に従いまして、職員の給与改定等を行う場合には、職員の給与に関する条例等の改正、すなわち区議会の議決を頂く必要がございます。

ほかにも、4、今後の給与制度に関する検討、そして、5、人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見が付されているところでございます。

本日、説明まではいたしませんでしたが、議員の皆様には、先週の10日にこのような冊子をポスト配付、ポスト対応をさせていただいているところでございます。こちらと併せてご確認を頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、口頭にて、今後のスケジュールについてご説明をいたします。

今回の給与勧告を受けまして、区長会と特別区職員労働組合連合会及び東京都清掃労働組合との間で、給与改定交渉が行われます。この交渉結果を踏まえまして、第4回定例会にて条例改正のご提案をさせていただく予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様からの質疑を受けます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、それ——ありますか。あ、失礼しました。

副委員長。

○田中副委員長 ご説明ありがとうございました。3ページ目の「勤務環境の整備等」につきのところにつきまして、テレワークの活用というのがあるんですけども、これは現在の実施状況というのを教えていただけますでしょうか、週に何回だとか。

○神河人事課長 現在、テレワークの活用、リモートワークの活用につきましては、DX担当と協議をしながら進めさせていただいておりますが、ただいま、まだ実証実験というか、試験中でございます。

で、全ての職員を今年度から対象にさせていただきましたが、回数につきましては、一応、週に1回程度ということで、今、実験をしているところでございます。

○田中副委員長 はい、承知いたしました。全ての職員ということなんですけれども、それは正規職員のみということでしょうか。それとも、非正規職員もということでしょうか。



○神河人事課長 テレワーク、リモートワークの対象としているのは、現在は正規職員のみです。会計年度任用職員は、対象としておりません。

○田中副委員長 分かりました。

あと、活用できる、これを実施できる部署とかに関して偏りとか、できる部署とできない部署などというのはあるんでしょうか。

○神河人事課長 やはり区でございますと、やはり区民の窓口業務が主のところというのがあります。例えば総合窓口課とか出張所とか、そういったところだと思いますが。そういったところは、やはり人事とか企画とかと比べまして、やはり区民対応があるものですから、実施は少しづつ環境にあるのかなというふうに思いますし、そういった実績も、今、積み重ねながら実験をさせていただいているというところでございます。

○田中副委員長 はい、ありがとうございます。ここ近年、正規、非正規の方の格差を解消しようということで、同一労働、同一賃金という動きになってきていると思うんですけども、このテレワークの活用に関して、なかなか、同一になっていないというところがありまして、やっぱり、職場の、何ていうんでしょうね、分裂、分断というか、モチベーションだとか、そういうところにも影響があると思っているんですけども。

やはり、このテレワークの活用というところも、その労働環境というところで、今のところ特権的な感じに使われてしまっていて、非正規の方には適用されていないというところを、ぜひ今後、改善して、同等なものにしていただきたいと思いますと思いますが、そのところはいかがでしょうか。

○神河人事課長 会計年度任用職員の今後のリモートワークの活用につきましては、ただいま職員について実験を行っているところでございます。

会計年度任用職員につきましては、やはり短時間であったり、勤務時間が少し限られた時間になっていたりとかするものですから、職員に比べて、また結構、現場を任されている、例えば学校で言う講師であるとか、例えば保育士であるとかですね。そういったところで、現場で対応されている方も多いので、そういったところの影響も考慮しながら、そういった対応ができるかどうかも含めて、検討はしてまいりたいと思います。

○田中副委員長 はい。ありがとうございます。そうしましたら、なるべく不公平感が出ないような形で、今後進めていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○神河人事課長 ご意見ありがとうございます。先ほどご指摘の点も踏まえて、検討を進めてまいります。

○小林委員長 はい。

質疑はございますか。よろしいですか、質疑を。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（３）令和6年度特別区人事委員会勧告についての質疑は終了します。

以上で、政策経営部の報告を終わり、日程1、報告事項を終了します。

次に参ります。日程2、その他。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 執行機関の方、ございますか。

○高橋商工観光課長 私からは、11月2日、3日で開催されます「神田カレーグランプリ決定戦2024」の会場について申し上げます。

このイベントは、区は後援と会場のお貸し出しを行っておりまして、これまでは小川広場で開催されてまいりましたが、今年度は、旧今川中学校で開催することとなりました。これは、イベントを運営する神田カレー街活性化委員会の意向によるもので、旧今川中学校を管理する子ども部との調整を経て決定したというところでございます。その後、地域の町会の皆様ともお話をさせていただいております。

私からは以上でございます。

○小林委員長 はい。委員の方、ございますか何か。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

その他、ほかにもございますか。

○山下総合窓口課長 窓口用軟骨伝導イヤホンについて、口頭でご報告いたします。

総合窓口課において、窓口での申請や手続の相談の際に、声が聞こえづらい来庁者の方に使っていただくことを目的に、窓口用軟骨伝導イヤホンを試行的に設置いたしました。

軟骨伝導は、耳の軟骨に振動を与えることで音を伝えることができ、イヤホンを耳に軽く当てるだけで、鮮明に音が聞こえます。また、振動によって伝わるため、音漏れの心配がなく、プライバシーも守られるという効果もございます。

本日、こちらのほうに直接お持ちをしておりますので、もしご興味がありましたら、後ほどご覧いただければと思います。

説明は、以上でございます。

○小林委員長 はい。何かございますか、委員の。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、執行機関、その他ございますか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 千代田区民体育大会の実施につきまして、口頭にてご報告いたします。

去る10月6日日曜日、第62回千代田区民体育大会が、大勢の区民の皆様の参加の下、盛大に行われました。区議会議員の皆様におかれましては、お忙しい中ご参加いただき、また、様々なご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

実施結果につきましては、現在集計中でございます。また、11月7日に第4回目の実施委員会を開催する予定でございます。その際に地域の皆様から頂いたご意見等を取りまとめまして、改めて当委員会にご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○小林委員長 はい。委員の皆様、何かありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

その他ございますか、ほかに。（発言する者あり）なし。よろしいですね。

それでは、最後に、日程3、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども、委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会したいと思います。お疲れさまでございました。

午後2時35分閉会